

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

平成12年3月31日

規則第39号

改正	平成12年12月26日規則第159号	平成13年3月30日規則第31号
	平成13年5月15日規則第87号	平成14年12月27日規則第103号
	平成15年3月11日規則第14号	平成15年3月28日規則第67号
	平成15年4月18日規則第87号	平成15年12月9日規則第126号
	平成16年2月13日規則第6号	平成16年3月26日規則第21号
	平成16年5月7日規則第57号	平成16年9月28日規則第78号
	平成17年1月21日規則第3号	平成17年3月29日規則第44号
	平成17年6月21日規則第122号	平成18年3月31日規則第33号
	平成18年5月30日規則第85号	平成18年12月28日規則第123号
	平成19年3月20日規則第31号	平成19年7月13日規則第88号
	平成19年10月23日規則第109号	平成19年11月30日規則第112号
	平成21年3月17日規則第7号	平成21年4月28日規則第44号
	平成21年8月11日規則第65号	平成22年3月30日規則第28号
	平成22年5月14日規則第74号	平成22年8月3日規則第94号
	平成22年12月28日規則第119号	平成23年3月22日規則第12号
	平成23年6月28日規則第54号	平成23年9月6日規則第64号
	平成23年9月22日規則第67号	平成24年3月30日規則第29号
	平成24年6月29日規則第75号	平成24年9月28日規則第98号
	平成25年3月29日規則第37号	平成25年7月9日規則第62号
	平成25年7月30日規則第64号	平成25年8月30日規則第67号
	平成25年12月27日規則第79号	平成26年2月14日規則第5号
	平成26年3月28日規則第38号	平成26年7月15日規則第76号
	平成26年9月30日規則第96号	平成26年12月26日規則第119号
	平成27年3月20日規則第13号	平成27年5月28日規則第75号
	平成27年10月20日規則第101号	平成27年12月28日規則第122号
	平成28年3月29日規則第15号	平成28年3月29日規則第16号
	平成29年3月31日規則第42号	

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(市町村が処理する事務)

第1条 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号。以下「特例条例」という。）別表の規則で定める事務（特例条例別表2の2の項の規則で定める事務を除く。）は、別表の左欄に掲げる事務ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(特例条例別表2の2の項の規則で定める事務)

第2条 特例条例別表2の2の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者又は一般旅券の名義人（以下この条において「一般旅券の発給申請者等」という。）の親族等が国外において疾病、事故、天災等により死亡した場合、危篤に陥った場合、入院した場合等において、当該一般旅券の発給申請者等が緊急に渡航する必要があると認められるときにおける事務
- (2) 一般旅券の発給申請者等が業務上の理由等により早急に渡航する必要がある場合において、特例条例別表2の2の項右欄に掲げる市町村の長を経由して一般旅券の発給又は査証欄の増補（以下この条において「一般旅券の発給等」という。）を申請するとすれば渡航の予定日前に当該一般旅券の交付を受けることが困難であると認められるときにおける事務

- (3) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この条において「法」という。）第4条の2ただし書の規定に該当する場合において発給される一般旅券に係る事務
- (4) 法第5条第3項の規定に基づいて渡航先が個別に特定して記載された一般旅券に係る事務
- (5) 一般旅券の発給申請者等が法第13条第1項各号のいずれかに該当する場合における事務
- (6) 一般旅券の発給申請者等が特例条例別表2の2の項右欄に掲げる市町村の区域以外の区域に通学、通勤等をしている場合において、当該市町村の長を経由して一般旅券の発給等を申請し、若しくは紛失若しくは焼失を届け出、又は当該市町村の長に対し一般旅券を返納するよりも、知事を経由し、又は知事に対しこれらの手続を行うことが一般旅券の発給申請者等の利便性の観点から適当であると認められるときにおける事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が一般旅券の発給等に係る事務を行わなければ事務の処理上著しい支障が生ずると認められる場合における事務

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第159号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第31号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月15日規則第87号）

この規則は、平成13年5月18日から施行する。

附 則（平成14年12月27日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月11日規則第14号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第67号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表2の項から6の項までの改正規定及び同表10の項の次に加える改正規定は、同月16日から施行する。

附 則（平成15年4月18日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月9日規則第126号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年2月13日規則第6号）

この規則は、平成16年2月27日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第21号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月7日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月28日規則第78号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第44号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月21日規則第122号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第33号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日規則第85号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表35の項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第31号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表10の2の項の改正規定は、同月16日から施行する。

附 則（平成19年7月13日規則第88号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年10月23日規則第109号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月30日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月17日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表27の項の改正規定は平成21年6月1日から、同表43の項の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成21年8月11日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表35の項及び37の項の改正規定は、平成21年8月24日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第28号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月14日規則第74号）

この規則は、平成22年5月15日から施行する。

附 則（平成22年8月3日規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月28日規則第119号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日規則第54号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月6日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日規則第67号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第29号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表35の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第75号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第98号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第37号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表22の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月9日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月30日規則第64号）

この規則は、平成25年7月31日から施行する。

附 則（平成25年8月30日規則第67号）

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日規則第 79 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 14 日規則第 5 号）

この規則は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 38 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 15 日規則第 76 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規則第 96 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日規則第 119 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表 20 の 4 の項の次に加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 13 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 5 の項の改正規定は、同月 2 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 28 日規則第 75 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 20 日規則第 101 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 122 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 35 の項の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 16 号）

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 42 号）

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表 13 の項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。



別表（第1条関係）

<p>1 特例条例別表1の4の項に掲げる事務</p>	<p>小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年神奈川県規則第111号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則の規定により、知事に提出する書類（規則第5条から第7条まで及び規則第14条から第17条までに規定するものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。</p>
<p>2 特例条例別表2の項(3)に掲げる事務</p>	<p>消費生活協同組合法施行細則（昭和39年神奈川県規則第9号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則第2条及び規則第8条第10号の規定により、知事に提出する書類（主たる事務所がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。          (2) 規則第8条第5号及び第8号の規定により、知事に提出する書類（施設に係るものであって、当該施設がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p>
<p>3 特例条例別表3の2の項に掲げる事務</p>	<p>母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和40年神奈川県規則第24号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則第19条第1項の規定により、申請書の内容その他必要な事項について調査をすること。          (2) 規則第19条第2項の規定により、借受者等に対し貸し付けた資金の使途について報告を求め、実地に調査し、及び必要な指示をすること。</p>
<p>4 特例条例別表3の3の項に掲げる事務</p>	<p>母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
<p>5 特例条例別表4の5の項(6)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県青少年保護育成条例施行規則（平成22年神奈川県規則第119号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則4条第3項の規定により、同項において定めるものを神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）第11条第4項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
<p>6 削除</p>	
<p>7 特例条例別表10の項(2)に掲げる事務</p>	<p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則（昭和42年神奈川県規則第39号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
<p>8 特例条例別表11の項(4)に掲げる事務</p>	<p>首都圏近郊緑地保全法施行細則（昭和42年神奈川県規則第40号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則第1条の規定により、同条第1号に定める近郊緑地保全区域内行為（行為変更）届出書並びに同条第2号及び第3号に定める書類を受理すること。          (2) 規則第2条の規定により、住所（氏名）異動届を受理すること。</p>
<p>9 特例条例別表15の2の項(13)に掲げる事務</p>	<p>都市緑地法施行細則（昭和49年神奈川県規則第15号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務          (1) 規則第2条の規定により、同条各号において定める書類を受理すること。</p>

	<p>(2) 規則第3条の規定により、同条各号において定める書類を受理すること。</p> <p>(3) 規則第4条の規定により、同条において定める特別緑地保全地区内行為許可標を掲示させることとして、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下この項において「法」という。）に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第5条の規定により、同条において定める特別緑地保全地区内行為許可承継届を受理すること。</p> <p>(5) 規則第6条の規定により、同条において定める住所（氏名）異動届を受理すること。</p> <p>(6) 規則第7条第1項の規定により、同項において定める様式を法第15条において準用する法第9条第3項に規定する身分を示す証明書として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第7条第2項の規定により、同項において定める様式を法第19条において準用する法第11条第3項に規定する身分を示す証明書として、法に基づく事務を処理すること。</p>
9の2 特例条例別表15の3の項(12)に掲げる事務	<p>都市緑地法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第8条の規定により、同条各号において定める書類を受理すること。</p> <p>(2) 規則第9条の規定により、同条において定める緑地管理機構変更届を受理すること。</p>
10 特例条例別表16の項(2)に掲げる事務	<p>都市緑地法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類（規則第8条及び規則第9条に規定するものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。</p>
10の2 特例条例別表16の3の項(11)に掲げる事務	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令第7条第11項の規定により、許可証の交付を受けた者から住所又は氏名の変更の届出を受理すること。</p> <p>(2) 省令第7条第12項の規定により、許可証の交付を受けた法人から従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 省令第7条第13項の規定により、許可証の交付を受けた者から亡失の届出を受理すること。</p> <p>(4) 省令第7条第14項の規定により、許可証の交付を受けた法人から従事者証の亡失の届出を受理すること。</p>
10の3 特例条例別表16の3の項(12)に掲げる事務	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年神奈川県規則第49号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条の規定により、同条において定める許可申請書及び従事者証交付申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第17条第1項の規定により、同項において定める再交付申請書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第17条第2項の規定により、同項において定める再交付申請書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第18条の規定により、同条において定める住所等変更届を</p>

	<p>受理すること。</p> <p>(5) 規則第19条の規定により、同条において定める亡失届を受理すること。</p> <p>(6) 規則第21条第1項の規定により、同項において定める死亡等届を受理すること。</p>
10の4 特例条例別表16の4の項(10)に掲げる事務	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令第20条第5項の規定により、登録票の交付を受けた者から住所又は氏名の変更の届出を受理すること。</p> <p>(2) 省令第20条第6項の規定により、登録票の交付を受けた者から亡失の届出を受理すること。</p>
10の5 特例条例別表16の4の項(11)に掲げる事務	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第4条の規定により、同条において定める飼養登録申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第5条第1項の規定により、同項において定める飼養登録更新申請書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第6条第1項の規定により、同項において定める登録鳥獣譲受届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第17条第1項の規定により、同項において定める再交付申請書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第17条第2項の規定により、同項において定める再交付申請書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第18条の規定により、同条において定める住所等変更届を受理すること。</p> <p>(7) 規則第19条の規定により、同条において定める亡失届を受理すること。</p>
10の6 特例条例別表16の5の項(9)に掲げる事務	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令第24条第5項の規定により、販売許可証の交付を受けた者から氏名又は住所の変更の届出を受理すること。</p> <p>(2) 省令第24条第6項の規定により、販売許可証の交付を受けた者から亡失の届出を受理すること。</p>
10の7 特例条例別表16の5の項(10)に掲げる事務	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第7条の規定により、同条において定める販売許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第17条第1項の規定により、同項において定める再交付申請書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第17条第2項の規定により、同項において定める再交付申請書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第18条の規定により、同条において定める住所等変更届を受理すること。</p> <p>(5) 規則第19条の規定により、同条において定める亡失届を受理すること。</p> <p>(6) 規則第21条第1項の規定により、同項において定める死亡等届を受理すること。</p>
11 特例条例別表17の項(11)に掲げる事務	<p>神奈川県立自然公園条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第69号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p>

	<p>(1) 規則第12条第1項の規定により、同項各号において定める申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第12条第2項の規定により、同項各号に掲げる図面を受理すること。</p> <p>(3) 規則第12条第3項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した書類を受理すること。</p> <p>(4) 規則第12条第4項の規定により、同条第3項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めること。</p> <p>(5) 規則第13条の規定により、知事が定める審査基準により、神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第14条の規定により、同条各号に掲げる行為を条例第19条第4項第3号に規定する行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第15条第1項の規定により、同項各号において定める届出書を受理すること。</p> <p>(8) 規則第15条第2項の規定により、規則第12条第2項各号に掲げる図面を受理すること。</p> <p>(9) 規則第16条第2項の規定により、同項において定める書面を受理すること。</p> <p>(10) 規則第17条の規定により、同条各号に掲げる工作物につきそれぞれ当該各号に定めるものを、条例第21条第1項第1号に規定する基準として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(11) 規則第18条の規定により、同条各号に掲げるものを条例第21条第7項第3号に規定する行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(12) 規則第23条の規定により、同条において定める様式を条例第39条に規定する証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
12 特例条例別表18の項(2)に掲げる事務	<p>神奈川県立自然公園条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
13 削除	
14 削除	
15 特例条例別表21の2の項(10)に掲げる事務	<p>自然環境保全条例施行規則（昭和48年神奈川県規則第37号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める自然環境保全地域普通地区内行為届及び同項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(2) 規則第3条第2項の規定により、自然環境保全地域普通地区内行為届に添えることを要しない書類を定めること。</p> <p>(3) 規則第4条の規定により、同条各号に掲げるものを自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。）第8条第1号に規定する基準として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第5条第1項の規定により、同項において定める自然環境保全地域普通地区内行為着手済届及び規則第3条第1項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(5) 規則第5条第2項の規定において準用する規則第3条第2項</p>

	<p>の規定により、自然環境保全地域普通地区内行為着手済届に添えることを要しない書類を定めること。</p> <p>(6) 規則第6条第1項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第12条第1号に規定する通常の管理行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第6条第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第12条第1号に規定する軽易な行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第6条第3項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第12条第1号に規定するその他の行為として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(9) 規則第12条の規定により、同条に定める様式を条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第13条の規定により、同条において定める損失補償請求書を受理すること。</p> <p>(11) 規則第15条の規定により、条例第8条及び条例第9条の届出をした者から住所（氏名）異動届を受理すること。</p>
<p>16 特例条例別表22の項(2)に掲げる事務</p>	<p>自然環境保全条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
<p>17 特例条例別表23の項(30)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第4条第1項の規定により、同項各号に掲げる書類を神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）第3条第2項に規定する書類として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第4条第2項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理し、及び添付すべき書類の一部を省略することを認めること。</p> <p>(3) 規則第6条の規定により、同条各号において定めるものを条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値の算出方法として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第7条の規定により、同条において定めるものを条例第3条第2項第17号に規定する施設として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第7条の2の規定により、同条において定めるものを条例第3条第2項第20号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第8条の規定により、同条において定めるものを条例第4条第1項第3号に規定する基準として、条例に基づく事務を処理し、及びその特例を認めること。</p> <p>(7) 規則第9条の規定により、同条各号に掲げるものを条例第6条第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第10条第1項の規定により、同項において定める指定施設設置工事完了届出書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第10条第2項の規定により、同項において定める配置図を受理すること。</p> <p>(10) 規則第11条第1項の規定により、同項において定めるものを条</p>

- 例第8条第1項に規定する公害の防止上特に重要な変更として、条例に基づく事務を処理すること。
- (11) 規則第11条第2項の規定により、同項各号のいずれにも該当しないものを条例第8条第1項第4号に規定する軽微な変更として、条例に基づく事務を処理すること。
- (12) 規則第11条第3項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。
- (13) 規則第11条第4項の規定により、同項において定める書類を受理すること。
- (14) 規則第12条の規定により、同条において定める指定事業所に係る変更完了届出書を受理すること。
- (15) 規則第13条の規定により、同条において定める指定事業所に係る変更計画中止届出書を受理すること。
- (16) 規則第16条第1項の規定により、同項各号において定める書類を受理すること。
- (17) 規則第16条第2項の規定により、公害防止方法変更概要書の提出を省略することができることとして、規則に基づく事務を処理すること。
- (18) 規則第17条の規定により、条例第35条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定事業所における必要な措置をとるべきことを命ぜられたことにより当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合において、規則第11条から第13条まで及び第16条の規定を適用しないこととして、条例及び規則に基づく事務を処理すること。
- (19) 規則第18条第1項の規定により、同項において定める指定事業所に係る地位承継届出書を受理すること。
- (20) 規則第18条第2項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。
- (21) 規則第19条の規定により、同条各号において定める書類を受理すること。
- (22) 規則第20条第1項の規定により、同項において定めるものを条例第15条第2項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (23) 規則第20条第2項の規定により、同項において定める指定事業所現況届出書を受理すること。
- (24) 規則第20条第3項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。
- (25) 規則第24条の規定により、同条各号において定めるものを条例第18条第1項に規定する基準として、条例に基づく事務を処理すること。
- (26) 規則第25条第1項の規定により、同項において定める環境管理事業所認定申請書を受理すること。
- (27) 規則第25条第2項の規定により、同項各号に掲げる書面を受理すること。
- (28) 規則第26条の規定により、同条各号において定めるものを条例第18条第2項第5号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (29) 規則第27条の規定により、同条各号に掲げるものを条例第19条第1号に規定する法律として、条例に基づく事務を処理すること。
- (30) 規則第27条の2の規定により、規則別表第1の4において定め

	<p>るものを条例第19条の2第1項に規定する要件として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(31) 規則第27条の3第1項の規定により、同項において定める環境配慮推進事業所登録申請書を受理すること。</p> <p>(32) 規則第27条の3第2項の規定により、同項において定める配置図を受理すること。</p> <p>(33) 規則第27条の4の規定により、同条において定めるものを条例第19条の2第2項第5号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(34) 規則第28条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、条例第20条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を必要と認める場所に備え置くことにより公表を行うこと。</p> <p>(35) 規則第29条の規定により、同条において定める環境管理事業所(環境配慮推進事業所)に係る変更届出書を受理すること。</p> <p>(36) 規則第40条の4第1項の規定により、同項において定めるものを条例第42条の3第1項に規定する期間として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(37) 規則第40条の4第2項の規定により、同項において定める指定事業所に係る化学物質管理状況報告書を受理すること。</p> <p>(38) 規則第40条の4第3項の規定により、規則別表第4の2の項(1)の表に掲げるものを条例第42条の3第1項第5号に規定する炭化水素系特定物質として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(39) 規則第88条第2項の規定により、同項において定める周辺環境配慮計画書を受理すること。</p> <p>(40) 規則第89条第1項の規定により、同項各号において定める日を条例第100条に規定する日として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(41) 規則第89条第2項の規定により、同項において定める周辺環境配慮報告書を受理すること。</p> <p>(42) 規則第89条の2の規定により、同条において定める周辺環境配慮事業に係る変更(廃止)届出書を受理すること。</p> <p>(43) 規則第90条の2の規定により、同条各号に掲げる事項を条例第110条の3第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(44) 規則第94条第1項の規定により、この項に規定する申請書等について同条第1項第1号において定める部数を提出させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(45) 規則第94条第2項の規定により、同項において定める書類を受理し、及び当該書類の提出を省略することを認めること。</p> <p>(46) 規則第95条の規定により、条例又は規則に基づく書類の提出を省略させることができることとして、条例及び規則に基づく事務を処理すること。</p>
17の2 特例条例別表25の項(8)に掲げる事務	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第90条の2の規定により、同条各号に掲げる事項を神奈川県生活環境の保全等に関する条例第110条の3第1項に規定する事項として、同条例に基づく事務を処理すること。</p>
17の3 特例条例別表25の2の項(10)に掲げる事務	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第40条第1項の規定により、同項に定めるところにより神</p>

	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）第42条第1項の規定による化学物質管理目標を作成することとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第40条第2項の規定により、同項において定めるものを条例第42条第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第40条第3項の規定により、同項において定める化学物質管理目標作成（達成状況）報告書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第40条の2第1項の規定により、同項に定めるところにより条例第42条第2項の規定による報告を行うこととして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第40条の2第2項の規定により、同項において定める化学物質管理目標作成（達成状況）報告書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第40条の3の規定により、同条に定めるところにより条例第42条第3項の規定による取りまとめ及び公表をすること。</p> <p>(7) 規則第90条の2の規定により、同条各号に掲げる事項を条例第110条の3第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第94条第1項の規定により、この項に規定する報告書について同条第1項第2号において定める部数を提出させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(9) 規則第94条第2項の規定により、同項において定める書類を受理し、及び当該書類の提出を省略することを認めること。</p> <p>(10) 規則第95条の規定により、条例又は規則に基づく書類の提出を省略させることができることとして、条例及び規則に基づく事務を処理すること。</p>
<p>18 特例条例別表26の項(18)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第48条の2第1項の規定により、同項各号に掲げるものを神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）第56条の2第1項第7号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第48条の2第2項の規定により、同項において定める大型小売店における夜間小売業開始届出書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第48条の2第3項の規定により、同項において定める大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第48条の2第4項の規定により、同項において定める大型小売店における夜間小売業に係る変更届出書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第48条の2第5項の規定により、同項において定める大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第48条の3の規定により、同条において定める大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出書を受理すること。</p> <p>(7) 規則第94条第1項の規定により、この項に規定する届出書について同条第1項第2号において定める部数を提出させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第94条第2項の規定により、同項において定める書類を受理し、及び当該書類の提出を省略することを認めること。</p> <p>(9) 規則第95条の規定により、条例又は規則に基づく書類の提出を省略させることができることとして、条例及び規則に基づく事務を</p>



	処理すること。
19 特例条例別表27の項(50)に掲げる事務	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第48条の4の規定により、規則別表12の2において定めるものを神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）第58条第2項に規定する基準として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第50条第1項の規定により、同項各号において定めるものを条例第59条第3項本文の規定による調査として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第50条第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第59条第3項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第50条第3項の規定により、同項において定める特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第50条第4項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第59条第4項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第50条第5項の規定により、同条第4項各号に掲げる事項を記載した書面を必要と認める場所に備え置くことにより公表を行うこと。</p> <p>(7) 規則第51条第1項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第60条第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第51条第2項の規定により、同項において定める土地区画形質変更等届出書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第51条の2の規定により、同条各号に掲げるものを条例第60条第2項に規定する土地の形質の変更として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第52条第1項の規定により、規則第50条第1項において定めるものを条例第60条第2項の規定による調査として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(11) 規則第52条第2項の規定により、同項において定める土壌調査報告書を受理すること。</p> <p>(12) 規則第53条第1項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第60条第3項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(13) 規則第53条第2項において準用する規則第50条第5項の規定により、規則第53条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を必要と認める場所に備え置くことにより公表を行うこと。</p> <p>(14) 規則第54条の規定により、同条において定める公害防止計画書を受理すること。</p> <p>(15) 規則第55条の規定により、同条において定める公害防止計画完了報告書を受理すること。</p> <p>(16) 規則第55条の2の規定により、同条において定める非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書を受理すること。</p> <p>(17) 規則第55条の3第1項の規定により、同項において定める者を条例第60条の2第1項に規定する者として、条例に基づく事務を処</p>

理すること。

- (18) 規則第55条の3第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第60条の2第1項に規定する土地の区画形質の変更の周知計画に記載する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (19) 規則第55条の3第3項の規定により、同項において定める周知計画書を受理すること。
- (20) 規則第55条の3第4項の規定により、同項において定める周知計画完了報告書を受理すること。
- (21) 規則第55条の4第1項の規定により、規則別表第12の2の2において定めるものを条例第62条の2に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (22) 規則第55条の4第2項の規定により、同項において定める地下水への影響調査結果報告書又は特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書若しくは土壤調査報告書に添付された地下水への影響の調査の結果を受理すること。
- (23) 規則第56条の2第1項の規定により、同項において定めるものを条例第63条の2第1項の規定による調査として、条例に基づく事務を処理すること。
- (24) 規則第56条の2第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第63条の2第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (25) 規則第56条の3において準用する規則第50条第1項の規定により、同項各号において定めるものを条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定による調査として、条例に基づく事務を処理すること。
- (26) 規則第56条の3において準用する規則第50条第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (27) 規則第56条の3において準用する規則第50条第3項の規定により、同項において定める特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書を受理すること。
- (28) 規則第56条の3において準用する規則第50条第4項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (29) 規則第56条の3において準用する規則第50条第5項の規定により、同条第4項各号に掲げる事項を記載した書面を必要と認める場所に備え置くことにより公表を行うこと。
- (30) 規則第56条の3において準用する規則第51条第1項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第63条の3において準用する条例第60条第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (31) 規則第56条の3において準用する規則第51条第2項の規定により、同項において定める土地区画形質変更等届出書を受理すること。
- (32) 規則第56条の3において準用する規則第51条の2の規定により、同条各号に掲げるものを条例第63条の3において準用する条例第60条第2項に規定する土地の形質の変更として、条例に基づく事務を処理すること。

- (33) 規則第56条の3において準用する規則第52条第1項の規定により、規則第50条第1項において定めるものを条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による調査として、条例に基づく事務を処理すること。
- (34) 規則第56条の3において準用する規則第52条第2項の規定により、同項において定める土壤調査報告書を受理すること。
- (35) 規則第56条の3において準用する規則第53条第1項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第63条の3において準用する条例第60条第3項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (36) 規則第56条の3において準用する規則第53条第2項において準用する規則第50条第5項の規定により、規則第56条の3において準用する規則第53条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を必要と認める場所に備え置くことにより公表を行うこと。
- (37) 規則第56条の3において準用する規則第54条の規定により、同条において定める公害防止計画書を受理すること。
- (38) 規則第56条の3において準用する規則第55条の規定により、同条において定める公害防止計画完了報告書を受理すること。
- (39) 規則第56条の3において準用する規則第55条の2の規定により、同条において定める非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書を受理すること。
- (40) 規則第56条の3において準用する規則第55条の3第1項の規定により、同項において定める者を条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項に規定する者として、条例に基づく事務を処理すること。
- (41) 規則第56条の3において準用する規則第55条の3第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項に規定する土地の区画形質の変更の周知計画に記載する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (42) 規則第56条の3において準用する規則第55条の3第3項の規定により、同項において定める周知計画書を受理すること。
- (43) 規則第56条の3において準用する規則第55条の3第4項の規定により、同項において定める周知計画完了報告書を受理すること。
- (44) 規則第56条の3において準用する規則第55条の4第2項の規定により、同項において定める地下水への影響調査結果報告書又は特定有害物質使用事業所（ダイオキシン類管理対象事業所）廃止報告書若しくは土壤調査報告書に添付された地下水への影響の調査の結果を受理すること。
- (45) 規則第67条第1項の規定により、同項において定める揚水施設を条例第75条第1項に規定する揚水施設として、条例に基づく事務を処理すること。
- (46) 規則第67条第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第75条第2項第4号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。
- (47) 規則第67条第3項の規定により、同項において定める地下水採取許可申請書を受理すること。
- (48) 規則第68条第1項の規定により、同項各号において定めるものを条例第76条第1項に規定する基準として、条例に基づく事務を処理すること。

	<p>(49) 規則第68条第2項の規定により、同項において定めるものを条例第76条第1項第3号に規定する用途として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(50) 規則第69条の規定により、同条において定める地下水採取開始届出書を受理すること。</p> <p>(51) 規則第70条の規定により、同条において定める地下水採取に係る変更許可申請書を受理すること。</p> <p>(52) 規則第71条の規定により、同条において定める地下水採取に係る変更完了届出書を受理すること。</p> <p>(53) 規則第72条の規定により、同条において定める地下水採取に係る変更計画中止届出書を受理すること。</p> <p>(54) 規則第73条の規定により、同条において定める地下水採取に係る変更届出書を受理すること。</p> <p>(55) 規則第74条の規定により、同条において定める地下水採取に係る地位承継届出書を受理すること。</p> <p>(56) 規則第75条の規定により、同条において定める地下水採取現況届出書を受理すること。</p> <p>(57) 規則第76条の規定により、同条において定める地下水採取廃止届出書を受理すること。</p> <p>(58) 規則第77条第1項の規定により、規則別表第13において定める方法により条例第85条第1項に規定する地下水の採取量及び水位の測定を行うこととして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(59) 規則第77条第2項の規定により、同項各号において定める地下水採取量及び水位測定結果報告書及び特別水位測定結果報告書を受理すること。</p> <p>(60) 規則第78条第1項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第85条第2項に規定する地域として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(61) 規則第78条第2項の規定により、規則別表第13の1において定める方法により条例第85条第2項に規定する地下水の採取量の測定を行うこととして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(62) 規則第78条第3項の規定により、地下水採取量測定結果報告書を受理すること。</p> <p>(63) 規則第90条の2の規定により、同条各号に掲げる事項を条例第110条の3第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(64) 規則第94条第1項の規定により、この項に規定する申請書等について同条第1項第2号及び第3号において定める部数を提出させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(65) 規則第94条第2項の規定により、同項において定める書類を受理し、及び当該書類の提出を省略することを認めること。</p> <p>(66) 規則第95条の規定により、条例又は規則に基づく書類の提出を省略させることができることとして、条例及び規則に基づく事務を処理すること。</p>
<p>19の2 特例条例別表28の項(8)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第90条の2の規定により、同条各号に掲げる事項を神奈川県生活環境の保全等に関する条例第110条の3第1項に規定する事項として、同条例に基づく事務を処理すること。</p>

<p>20 特例条例別表30の2の項(18)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第90条の2の規定により、同条各号に掲げる事項を神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）第110条の3第1項に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第92条第1項の規定により、規則別表第16の2に掲げるものを条例第113条第1項に規定する物質として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第93条の規定により、同条において定める事故時等応急措置等完了報告書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第93条の2第1項の規定により、同項において定めるものを条例第113条の3に規定する物質として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第93条の2第2項の規定により、同項において定めるものを条例第113条の3に規定する基準値として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第93条の3第1項の規定により、同項において定める者を条例第113条の5第1項に規定する者として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第93条の3第2項の規定により、土地の所有者等が環境汚染の状況を確認するための調査を実施するに当たり、技術的指導を行うこと。</p> <p>(8) 規則第93条の3第3項の規定により、同項において定める環境汚染原因調査報告書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第93条の4第1項の規定により、同項において定める者を条例第113条の6第1項に規定する者として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第93条の4第2項の規定により、同項において定める環境汚染対策計画報告書を受理すること。</p> <p>(11) 規則第93条の4第3項の規定により、同項において定める環境汚染対策完了報告書を受理すること。</p> <p>(12) 規則第93条の4第4項の規定により、同項において定めるものを条例第113条の6第4項に規定する場合として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(13) 規則第93条の5第1項の規定により、同項において定めるものを条例第113条の7第1項に規定する必要な限度として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(14) 規則第94条第1項の規定により、この項に規定する報告書について同条第1項第2号において定める部数を提出させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(15) 規則第94条第2項の規定により、同項において定める書類を受理し、及び当該書類の提出を省略することを認めること。</p> <p>(16) 規則第95条の規定により、条例又は規則に基づく書類の提出を省略させることができることとして、条例及び規則に基づく事務を処理すること。</p>
<p>20の2 特例条例別表31の3の項(8)に掲げる事務</p>	<p>風致地区条例を廃止する条例（平成24年神奈川県条例第34号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる申請並びに同条例附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係る風致地区条例施行規則の一部を改正する規則（平成</p>

	<p>26年神奈川県規則第11号)による改正前の風致地区条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第70号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条の規定により、同条において定める風致地区内行為(行為変更)許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条の2の規定により、同条において定める風致地区内行為届出書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条の3第1項の規定により、同項において定める着手届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第2条の3第2項の規定により、同項において定める完了届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第2条の3第3項の規定により、同項において定める風致地区内行為中止届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第3条の規定により、同条各号に掲げるものを風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号。以下この項において「条例」という。)第2条第3項に規定する公社、公団等として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継届を受理すること。</p> <p>(8) 規則第4条第2項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継承認申請書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第5条の規定により、同条において定める風致地区内行為許可標を掲示させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第6条第2項の規定により、条例第7条第2項の公告の内容を掲示すること。</p> <p>(11) 規則第7条の規定により、同条において定める住所(氏名)異動届を受理すること。</p> <p>(12) 規則第8条の規定により、同条において定める様式を条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
<p>20の3 特例条例別表 31の3の項(9)に掲げる事務</p>	<p>風致地区条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる申請並びに同条例附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係る風致地区条例施行規則の一部を改正する規則(平成26年神奈川県規則第71号)による改正前の風致地区条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条の規定により、同条において定める風致地区内行為(行為変更)許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条の2の規定により、同条において定める風致地区内行為届出書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条の3第1項の規定により、同項において定める着手届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第2条の3第2項の規定により、同項において定める完了届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第2条の3第3項の規定により、同項において定める風致地区内行為中止届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第3条の規定により、同条各号に掲げるものを風致地区条</p>

	<p>例（以下この項において「条例」という。）第2条第3項に規定する公社、公団等として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継届を受理すること。</p> <p>(8) 規則第4条第2項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継承認申請書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第5条の規定により、同条において定める風致地区内行為許可標を掲示させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第6条第2項の規定により、条例第7条第2項の公告の内容を掲示すること。</p> <p>(11) 規則第7条の規定により、同条において定める住所（氏名）異動届を受理すること。</p> <p>(12) 規則第8条の規定により、同条において定める様式を条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
<p>20の4 特例条例別表 31の3の項(10)に掲げる事務</p>	<p>風致地区条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる申請並びに同条例附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係る風致地区条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年神奈川県規則第20号）による改正前の風致地区条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条の規定により、同条において定める風致地区内行為（行為変更）許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条の2の規定により、同条において定める風致地区内行為届出書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条の3第1項の規定により、同項において定める着手届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第2条の3第2項の規定により、同項において定める完了届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第2条の3第3項の規定により、同項において定める風致地区内行為中止届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第3条の規定により、同条各号に掲げるものを風致地区条例（以下この項において「条例」という。）第2条第3項に規定する公社、公団等として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継届を受理すること。</p> <p>(8) 規則第4条第2項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継承認申請書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第5条の規定により、同条において定める風致地区内行為許可標を掲示させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第6条第2項の規定により、条例第7条第2項の公告の内容を掲示すること。</p> <p>(11) 規則第7条の規定により、同条において定める住所（氏名）異動届を受理すること。</p> <p>(12) 規則第8条の規定により、同条において定める様式を条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>

<p>20の5 特例条例別表 31の3の項(11)に掲げる事務</p>	<p>風致地区条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる申請並びに同条例附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係る風致地区条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年神奈川県規則第109号）による改正前の風致地区条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条の規定により、同条において定める風致地区内行為（行為変更）許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条の2の規定により、同条において定める風致地区内行為届出書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条の3第1項の規定により、同項において定める着手届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第2条の3第2項の規定により、同項において定める完了届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第2条の3第3項の規定により、同項において定める風致地区内行為中止届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第3条の規定により、同条各号に掲げるものを風致地区条例（以下この項において「条例」という。）第2条第3項に規定する公社、公団等として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継届を受理すること。</p> <p>(8) 規則第4条第2項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継承認申請書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第5条の規定により、同条において定める風致地区内行為許可標を掲示させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第6条第2項の規定により、条例第7条第2項の公告の内容を掲示すること。</p> <p>(11) 規則第7条の規定により、同条において定める住所（氏名）異動届を受理すること。</p> <p>(12) 規則第8条の規定により、同条において定める様式を条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
<p>20の6 特例条例別表 31の3の項(12)に掲げる事務</p>	<p>風致地区条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる申請並びに同条例附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係る風致地区条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年神奈川県規則第9号）による改正前の風致地区条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条の規定により、同条において定める風致地区内行為（行為変更）許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条の2の規定により、同条において定める風致地区内行為届出書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条の3第1項の規定により、同項において定める着手届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第2条の3第2項の規定により、同項において定める完了届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第2条の3第3項の規定により、同項において定める風致</p>



	<p>地区内行為中止届及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第3条の規定により、同条各号に掲げるものを風致地区条例（以下この項において「条例」という。）第2条第3項に規定する公社、公団等として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継届を受理すること。</p> <p>(8) 規則第4条第2項の規定により、同項において定める風致地区内行為許可承継承認申請書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第5条の規定により、同条において定める風致地区内行為許可標を掲示させることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第6条第2項の規定により、条例第7条第2項の公告の内容を掲示すること。</p> <p>(11) 規則第7条の規定により、同条において定める住所（氏名）異動届を受理すること。</p> <p>(12) 規則第8条の規定により、同条において定める様式を条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
21 特例条例別表36の項(2)に掲げる事務	<p>温泉法施行細則（昭和59年神奈川県規則第33号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
22 特例条例別表37の項(10)に掲げる事務	<p>化製場等に関する法律施行細則（昭和32年神奈川県規則第40号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第6条第1項の規定により、同項において定める動物飼養収容許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第6条第2項の規定により、同項において定める動物飼養収容届を受理すること。</p> <p>(3) 規則第7条の規定により、動物飼養収容停止（廃止）届を受理すること。</p>
23 削除	
24 特例条例別表43の項(6)に掲げる事務	<p>毒物及び劇物取締法施行細則（昭和42年神奈川県規則第44号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条第1項の規定により、同項において定める特定毒物使用者指定申請書及び同項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条第2項の規定により、同項において定める特定毒物使用者指定申請書（農業者の組織する団体用）及び同項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条第3項の規定により、規則第2条第1項又は第2項の指定を受けようとする者が特定毒物貯蔵責任者を定めることとして、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第3条の規定により、特定毒物使用者を指定し、及び特定毒物使用者指定証を交付すること。</p> <p>(5) 規則第5条第1項の規定により、特定毒物使用者指定申請事項変更届を受理すること。</p> <p>(6) 規則第5条第2項の規定により、変更後の特定毒物の貯蔵場所の見取図等を受理すること。</p> <p>(7) 規則第5条第3項の規定により、規則第6条第1項の申請をも</p>

	<p>って規則第5条第1項の届出に代えることについて、適当と認めること。</p> <p>(8) 規則第6条第1項の規定により、特定毒物使用者指定証書換え交付申請書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第6条第2項の規定により、特定毒物使用者指定証再交付申請書を受理すること。</p> <p>(10) 規則第6条第3項の規定により、発見した特定毒物使用者指定証を受理すること。</p> <p>(11) 規則第7条の規定により、特定毒物使用者業務廃止届及び指定証を受理すること。</p>
25 特例条例別表44の項に掲げる事務	<p>毒物及び劇物取締法施行細則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第9条、規則第13条及び規則第14条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
26 特例条例別表45の項に掲げる事務	<p>毒物及び劇物取締法施行細則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第10条及び規則第13条の規定により、知事が交付する書類を交付すること。</p>
27 削除	
28 削除	
29 削除	
30 特例条例別表57の項(4)に掲げる事務	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令第33条の規定により、登録を受けた者から氏名等の変更及び事業の廃止の届出を受理すること。</p>
31 特例条例別表57の項(5)に掲げる事務	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年神奈川県規則第98号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第5条の規定により、登録証明書再交付申請書を受理し、登録証明書を再交付すること。</p>
32 特例条例別表58の項(2)に掲げる事務	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
33 特例条例別表59の項(2)に掲げる事務	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事が交付する書類を交付すること。</p>
33の2 特例条例別表60の項(6)に掲げる事務	<p>神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和54年神奈川県規則第85号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第12条第1項の規定により、同項において定める動物引取申出書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第12条第2項の規定により、同項において定める所有者不明動物引取申出書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第15条の規定により、同条において定める動物返還申請書を受理すること。</p>
33の3 特例条例別表65の3の項に掲げる	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成19年神奈川県規則第29号。以下この項において「規則」とい</p>

事務	う。)に基づく次の事務(結核の予防に係るものに限る。) (1) 規則第3条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。
33の4 特例条例別表91の項(2)に掲げる事務	療育給付等に関する規則(昭和35年神奈川県規則第85号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務 (1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。
33の5 特例条例別表91の2の項に掲げる事務	療育給付等に関する規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務 (1) 規則の規定により、知事が交付する書類を交付すること。
34 特例条例別表96の項(8)に掲げる事務	神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第16号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務 (1) 規則第2条第1項の規定により、同項において定める海水浴場(その他の遊技場・更衣休憩所)設置許可申請書並びに同項各号に掲げる書類及び図面を受理すること。 (2) 規則第2条第2項の規定により、同項において定めるプール設置許可申請書及び同項各号に掲げる図面を受理すること。 (3) 規則第4条の規定により、同条において定める海水浴場等設置許可事項等変更届を受理すること。 (4) 規則第6条の規定により、同条において定める海水浴場等休業(再開・廃業)届を受理すること。 (5) 規則第7条の規定により、同条において定めるプールの設置許可承継届及び同条各号に掲げる書類を受理すること。 (6) 規則第8条の規定により、同条において定める様式を神奈川県海水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号)第17条第2項に規定する証票として、条例に基づく事務を処理すること。
35 特例条例別表97の項(14)に掲げる事務	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第53号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務 (1) 規則第10条の規定により、同条において定めるふぐ営業認証申請書及び同条各号に掲げる書類を受理すること。 (2) 規則第11条第1項の規定により、同項において定める様式を神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号。以下この項において「条例」という。)第9条第1項に規定するふぐ営業台帳として、条例に基づく事務を処理すること。 (3) 規則第11条第2項の規定により、同項において定める様式を条例第9条第2項に規定する認証書として、条例に基づく事務を処理すること。 (4) 規則第12条第1項の規定により、同項において定めるふぐ営業認証書書換え(再交付)申請書を受理すること。 (5) 規則第12条第2項の規定により、免許証の写し等を受理すること。 (6) 規則第12条第3項の規定により、発見した認証書を受理すること。 (7) 規則第13条第1項の規定により、同項において定めるふぐ加工製品取扱等届及び行おうとするふぐ加工製品の取扱い等に係る規則第10条第2号に掲げる書類を受理すること。 (8) 規則第13条第2項の規定により、同条第1項の届出があったときに、同条第2項において定めるふぐ加工製品ふぐ加工製品取扱者台帳に記載すること。

	<p>(9) 規則第15条の規定により、同条において定める様式を条例第15条に規定する届出済書として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第16条第1項の規定により、同項において定めるふぐ加工製品取扱等届出事項変更届を受理すること。</p> <p>(11) 規則第16条第2項の規定により、条例第14条第3号に掲げる事項の変更に係る規則第10条第2号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(12) 規則第17条第1項の規定により、同項において定めるふぐ加工製品取扱等届出済書再交付申請書を受理すること。</p> <p>(13) 規則第17条第2項の規定により、発見した届出済書を受理すること。</p> <p>(14) 規則第20条の規定により、同条において定めるふぐ営業廃止届を受理すること。</p> <p>(15) 規則第21条の規定により、同条において定めるふぐ加工製品取扱等廃止届を受理すること。</p> <p>(16) 規則第22条の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第30条第1項に規定する食品衛生監視員を条例第21条に規定する当該職員とし、及びその身分を示す証票を食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）に定める食品衛生監視員の証として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(17) 規則第22条の2の規定により、同条において定める承継届及び同条各号に掲げる書類を受理すること。</p>
<p>36 特例条例別表98の項(2)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類（規則第4条に規定するふぐ包丁師試験受験願書を除く。）を受理し、及び知事に送付すること。</p>
<p>37 特例条例別表100の項(9)に掲げる事務</p>	<p>魚介類行商等に関する条例施行規則（昭和41年神奈川県規則第78号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条第1項の規定により、同項において定める魚介類行商許可申請書及び同項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条第2項の規定により、同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類に代えて食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に規定する魚介類販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを受理すること。</p> <p>(3) 規則第3条の規定により、同条において定める魚介類加工業（発酵乳等販売業）許可申請書及び同条各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(4) 規則第4条の規定により、規則第2条第1項第1号又は規則第3条第1号及び第3号に掲げる書類を添えることを要しないこととして、魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第5条第1項の規定により、規則別表を条例第3条第2項に規定する基準として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第5条第2項の規定により、魚介類行商の取扱所及び設備の共同使用について食品衛生上支障がないと認めること。</p> <p>(7) 規則第6条の規定により、同条各号に掲げる様式を条例第3条第4項に規定する許可証として、条例に基づく事務を処理すること。</p>

	<p>(8) 規則第7条の規定により、同条において定める承継届及び同条各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(9) 規則第8条第1項の規定により、同項において定める営業区域(取扱数量)変更承認申請書を受理すること。</p> <p>(10) 規則第8条第2項の規定により、同項において定める取扱品目(取扱数量)変更承認申請書及び規則第3条第1号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(11) 規則第9条第2項の規定により、同項において定める許可申請事項変更届及び同項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(12) 規則第10条の規定により、同条において定める廃業届及び休業(営業再開)届を受理すること。</p> <p>(13) 規則第14条の規定により、許可証再交付申請書及び規則第2条第1項第3号に掲げる写真を受理すること。</p>
38 特例条例別表100の2の項に掲げる事務	<p>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則(昭和44年神奈川県規則第24号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第10条第1項の規定により、申請書及び届出書の内容その他必要な事項について調査をすること。</p> <p>(2) 規則第10条第2項の規定により、神奈川県在宅重度障害者等手当支給台帳に記載された内容について必要な調査をすること。</p>
39 特例条例別表101の項(2)に掲げる事務	<p>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
40 特例条例別表102の項(2)に掲げる事務	<p>神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第79号。以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
41 削除	
42 特例条例別表104の項(20)に掲げる事務	<p>神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第3条の規定により、同条において定める様式を神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。)第8条第2号に規定する犬標識として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第13条の規定により、同条において定める様式を条例第12条第4項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第14条の規定により、動物を収容した日時等を掲示すること。</p> <p>(4) 規則第15条の規定により、同条において定める動物返還申請書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第16条第1項の規定により、同項において定める掃討の方法により条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第16条第2項の規定により、同項において定める様式により、薬物入りの餌である旨を表示すること。</p> <p>(7) 規則第16条第3項の規定により、職員に薬物入りの餌が置かれた場所を巡視させ、かつ、掃討を行う時間が経過する前に薬物入り</p>

	<p>の餌を回収させること。</p> <p>(8) 規則第17条第1項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることにより、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(9) 規則第18条の規定により、同条において定める動物譲渡申請書を受理すること。</p> <p>(10) 規則第19条の規定により、同条において定める飼い犬事故届出書及び特定動物事故届出書を受理すること。</p> <p>(11) 規則第20条の規定により、書面をもって条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(12) 規則第22条の規定により、同条において定める動物愛護監視員証を条例第20条第4項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
<p>43 特例条例別表106の項(10)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める様式を神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下この項において「条例」という。）第16条第1項に規定する適合証として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第3条第2項の規定により、同項において定める適合証交付請求書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第3条第3項の規定により、同項において定める適合状況項目表及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第4条の規定により、同条において定めるものを条例第17条第1項に規定する指定施設として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第5条第1項の規定により、同項において定める指定施設新築等（変更）事前協議書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第5条第2項の規定により、同項において定める適合状況項目表並びに規則第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(7) 規則第6条の規定により、同条各号に掲げるものを条例第17条第1項に規定する軽微な変更として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第7条第1項の規定により、同項において定める指定施設工事完了届を受理すること。</p> <p>(9) 規則第7条第2項の規定により、協議内容に基づく工事が行われたことを証する写真を受理すること。</p> <p>(10) 規則第11条の規定により、同条において定める様式を条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(11) 規則第12条の規定により、同条各号に掲げるものを条例第25条に規定する者として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(12) 規則第13条第1項の規定により、同項において定める指定施設新築等（変更）通知書を受理すること。</p> <p>(13) 規則第13条第2項において準用する規則第5条第2項の規定により、同項において定める適合状況項目表並びに規則第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(14) 規則第14条の規定により、事業者からの申出を受理し、及び知事に送付すること。</p>

44 特例条例別表106 の2の項に掲げる事務	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則（平成12年神奈川県規則第51号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則第2条第1項の規定により、同項において定める食品衛生責任者設置（変更）届を受理すること。
45 特例条例別表112 の項(6)に掲げる事務	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第87号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則第2条第1項の規定により、同項において定める食品等自主回収着手報告書を受理すること。 (2) 規則第2条第2項の規定により、同項に規定する資料を受理すること。 (3) 規則第2条第3項の規定により、同項各号に掲げるものを神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号。以下この項において「条例」という。）第14条第1項第5号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。 (4) 規則第2条第4項の規定により、同項において定めるものを条例第14条第2項第4号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。 (5) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める食品等自主回収終了報告書を受理すること。 (6) 規則第3条第2項の規定により、同項各号に掲げるものを条例第14条第3項第5号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。 (7) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める食品等輸入事務所等届出書を受理すること。 (8) 規則第4条第2項の規定により、同項において定めるものを条例第15条第1項第4号に規定する事項として、条例に基づく事務を処理すること。 (9) 規則第4条第3項の規定により、同項において定める食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書を受理すること。
46 削除	
47 削除	
48 削除	
49 削除	
50 削除	
51 削除	
52 特例条例別表134 の項(11)に掲げる事務	租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則（昭和49年神奈川県規則第46号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める優良宅地造成認定申請書（一般用）を受理すること。 (2) 規則第3条第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 (3) 規則第4条において準用する規則第3条第1項及び第2項の規定により、宅地の造成計画の変更に係る申請書及び同項に掲げる図書を受理すること。 (4) 規則第5条第1項の規定により、優良宅地造成認定を受けた者に対し、宅地の造成工事に係る届出をすべきことを命ずること。

	<p>(5) 規則第5条第3項の規定により、写真その他の資料の提出を求めること。</p> <p>(6) 規則第6条の規定により、造成工事廃止届を受理すること。</p> <p>(7) 規則第7条の規定により、地位承継届を受理すること。</p> <p>(8) 規則第8条の規定により、宅地の造成が当該優良宅地造成認定の内容に適合していることを証明すること。</p> <p>(9) 規則第8条の2の規定により、同条第1項において定める優良宅地造成認定申請書（土地区画整理用）を受理すること。</p> <p>(10) 規則第9条第1項の規定により、同項において定める優良住宅新築認定申請書を受理すること。</p> <p>(11) 規則第9条第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(12) 規則第9条の2第1項の規定により、住宅の新築工事完了前に租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）第31条の2第2項第15号ニ又は法第62条の3第4項第15号ニに規定する優良住宅新築認定を受けた者の当該新築工事完了後における優良住宅新築認定申請書を受理すること。</p> <p>(13) 規則第9条の2第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(14) 規則第10条第1項の規定により、特例条例別表134の項及びこの項に規定する申請書等について規則第10条第1項において定める部数を提出させることとして、法及び規則に基づく事務を処理すること。</p> <p>(15) 規則第10条第2項の規定により、申請書等について必要な部数を増加して提出させること。</p>
<p>53 特例条例別表136の項(33)に掲げる事務</p>	<p>神奈川県宅地造成等規制法施行細則（昭和37年神奈川県規則第52号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第3条第1項の規定により、許可申請書を建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条に規定する申請書に併せて提出することとして、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第3条第2項の規定により、許可申請書を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書に併せて提出することとして、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第3条第3項の規定により、変更に係る許可申請書を都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項又は都市計画法第35条の2第2項に規定する申請書に併せて提出することとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第5条の規定により、許可申請書に宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この項において「政令」という。）第17条各号に掲げる資格を有する旨を明記することとして、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第6条の規定により、許可申請書に当該申請に係る工事の現場管理者の住所及び氏名を明記することとして、法に基づく事務を処理し、並びに同条ただし書の規定による現場管理者の住所及び氏名の届出を受理すること。</p> <p>(6) 規則第7条の規定により、石積み、編柵その他災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもって、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えさせること。</p> <p>(7) 規則第8条の規定により、法第8条第1項に基づく許可を受け</p>



	<p>た旨を、同条に定める様式により表示し、及び工事に係る設計図書を当該工事現場に備えることとして、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第9条第1項の規定により、工事施行状況の報告書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第9条第2項の規定により、工程届を受理すること。</p> <p>(10) 規則第10条の規定により、宅地造成工事に関する証明書等の交付の申請を受理すること。</p>
<p>54 特例条例別表139の項(26)に掲げる事務</p>	<p>都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和45年神奈川県規則第62号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第3条の規定により、同条において定める様式によるものを都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）第16条第2項に規定する設計説明書として、都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第4条の規定により、同条において定める様式を省令第17条第1項第3号に規定する同意書として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第5条の規定により、同条において定める様式を省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第6条の規定により、同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第7条の規定により、同条に定める法第34条第13号の規定による届出書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第8条第1項の規定により、同条において定める様式を法第35条の2第2項に規定する申請書として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第8条第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(8) 規則第8条の2第1項の規定により、同項において定める開発行為変更届出書を受理すること。</p> <p>(9) 規則第8条の2第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(10) 規則第8条の3の規定により、同条第1項に定める法第37条第1号後段に規定する申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(11) 規則第9条の規定により、工事着手届を受理すること。</p> <p>(12) 規則第10条第1項の規定により、工事完了図又は公共施設工事完了図及び同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(13) 規則第12条の規定により、同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(14) 規則第13条の規定により、同条において定める建築物特例許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(15) 規則第14条の規定により、同条において定める予定建築物等以外の建築等許可申請書及び規則第13条各号に定める図書を受理すること。</p> <p>(16) 規則第15条の規定により、規則第13条第1号、第4号及び第5号に掲げる図書並びに規則第15条各号に掲げる図書を受理すること。</p>

	と。 (17) 規則第16条の規定により、地位承継届を受理すること。 (18) 規則第16条の2の規定により、同条に定める開発許可承継申請書及び同条各号に定める図書を受理すること。 (19) 規則第17条の規定により、同条に定める様式を省令第36条第1項に規定する調書として、法に基づく事務を処理すること。 (20) 規則第18条の規定により、法第29条又は法第35条の2第1項の許可を受けた開発行為及び法第35条の2第3項の届出に係る開発行為に関する工事の施行者からの工事施行状況の報告書を受理すること。 (21) 規則第19条第1項の規定により、法第29条の許可を受けた者が、開発許可済の標識を掲示することとして、法に基づく事務を処理すること。 (22) 規則第19条第2項の規定により、法第43条第1項の許可を受けた者が、建築等許可済の標識を掲示することとして、法に基づく事務を処理すること。 (23) 規則第20条の規定により、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書を受理すること。 (24) 規則第21条の規定により、同条において定める様式を、法第82条第2項に規定する身分を示す証明書として、法に基づく事務を処理すること。 (25) 規則第22条の規定により、法第30条第1項、法第35条の2第2項、省令第34条第1項、規則第8条の2第1項、規則第8条の3、規則第13条、規則第14条及び規則第16条の2の申請書、届出書及びその添付図書について、それぞれ規則第22条において定める部数を提出させることとして、法及び省令に基づく事務を処理すること。
55 特例条例別表140の項(3)に掲げる事務	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則の規定により、知事に提出する書類（規則第7条、規則第8条の2、規則第9条、規則第18条及び規則第20条に規定するものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。
56 削除	
57 特例条例別表143の項(3)に掲げる事務	都市計画法施行細則（昭和45年神奈川県規則第88号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則第11条及び規則第12条の規定により、知事に提出する書類（都市計画法第52条の2第1項に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。
58 削除	
59 特例条例別表146の項(3)に掲げる事務	都市計画法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則第11条及び規則第12条の規定により、知事に提出する書類（都市計画法第53条第1項に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。
60 特例条例別表148の項(2)に掲げる事務	都市計画法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則第11条から第13条までの規定により、知事に提出する書類（都市計画法第59条第4項に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。
61 削除	

62 特例条例別表150の項(3)に掲げる事務	<p>都市計画法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第11条及び規則第12条の規定により、知事に提出する書類（都市計画法第65条第1項に係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p>
63 特例条例別表151の項に掲げる事務	<p>都市計画公聴会規則（昭和44年神奈川県規則第111号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第6条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>
64 特例条例別表152の項(11)に掲げる事務	<p>神奈川県旧住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和40年神奈川県規則第83号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第5条第1項の規定により、旧住宅地造成事業に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第28号。以下この項において「省令」という。）第14条に基づく申請書について、規則第5条第1項各号に掲げる部数を提出することとして、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号。以下この項において「法」という。）に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第6条第3項において準用する同条第1項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(3) 規則第6条第3項において準用する同条第2項の規定により、同項において定める様式を省令第3条第1項第1号に規定する同意を得たことを証する書類として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第7条の規定により、同条において定める様式を省令第5条の規定による設計説明書として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第8条の規定により、法第10条第1項の規定による事業計画の変更の認可申請書に設計者の資格を明記することとして、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(6) 規則第9条の規定により、省令第14条に規定する事業計画変更認可申請書及び工事施行者変更認可申請書に、当該申請に係る工事の現場管理者の住所及び氏名を明記することとして、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(7) 規則第10条の規定により、同条各号に掲げるものを省令第10条の規定による技術的基準の附加として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(8) 規則第11条の規定により、規則第10条第1号及び第2号並びに規則第11条各号に掲げるものを省令第20条の規定による技術的基準の附加として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(9) 規則第12条の規定により、法第11条第2項の規定による承継届に、旧事業主の住所、氏名、認可年月日、認可番号及び承継の原因（相続又は合併の別）を記載することとして、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第15条の規定により、同条において定める様式を、法第18条第2項の規定による身分を示す証明書として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(11) 規則第16条の規定により、法第10条の規定による認可を受けた住宅地造成事業の工事施行者から工事施行状況の報告等を受理事</p>

	ること。
64の2 特例条例別表156の6の項(5)に掲げる事務	<p>現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）附則第56条第4項又は第72条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成23年神奈川県規則第66号）による改正前の租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則（昭和60年神奈川県規則第13号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の4第2項又は第16項の規定に係るものを除く。）</p> <p>(1) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める特定民間再開発事業認定申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第3条第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める地区外転出事情認定申請書を受理すること。</p> <p>(4) 規則第4条第2項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。</p>
65 特例条例別表157の項(5)に掲げる事務	<p>租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第2条第1項の規定により、同項において定める特定の民間再開発事業認定申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第2条第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(3) 規則第2条第3項の規定により、同項に規定する書類を受理すること。</p> <p>(4) 規則第3条第1項の規定により、同項において定める特定民間再開発事業認定申請書を受理すること。</p> <p>(5) 規則第3条第2項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。</p> <p>(6) 規則第4条第1項の規定により、同項において定める地区外転出事情認定申請書を受理すること。</p> <p>(7) 規則第4条第2項の規定により、同項に規定する書類を受理すること。</p>
66 特例条例別表158の項(13)に掲げる事務	<p>神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第7条第1項の規定により、同項において定める屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書を受理すること。</p> <p>(2) 規則第7条第2項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。</p> <p>(3) 規則第7条第4項の規定により、屋外広告物設置者等変更届を受理すること。</p> <p>(4) 規則第7条第5項の規定により、屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届を受理すること。</p> <p>(5) 規則第7条第6項の規定により、屋外広告物除却（滅失）届を受理すること。</p> <p>(6) 規則第7条の2第2項の規定により、点検状況を撮影した写真</p>

	<p>及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を受理すること。</p> <p>(7) 規則第7条の2第3項の規定により、同項において定める屋外広告物補修結果報告書を受理すること。</p> <p>(8) 規則第7条の2第4項の規定により、補修後の広告物又は掲出物件の写真を受理すること。</p> <p>(9) 規則第8条第1項の規定により、同項において定める様式を神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下この項において「条例」という。）第10条に規定する標識票として、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(10) 規則第8条第2項の規定により、同項において定める許可印の押印により条例第10条に規定する標識票に代えることとして、条例に基づく事務を処理すること。</p> <p>(11) 規則第8条第3項の規定により、同条第2項の許可印の押印に代える記号を指定すること。</p> <p>(12) 規則第13条の規定により、同条において定める様式を条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。</p>
<p>67 特例条例別表160の項に掲げる事務</p>	<p>神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第19条の規定により、県有地（道路法（昭和27年法律第180号。以下この項において「法」という。）第17条第1項の規定により市が管理する県道及び法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されている旧県道の敷地に係るものに限る。）と隣接地の境界を確認すること。</p>